

表1 介護保険施設における1日当たりの段階別負担限度額(円)

区分段階	利用者負担段階	食費	居住費(部屋代)				
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(※2)	多床室(※2)	
所得区分	基準費用額(※1)	1,380	1,970	1,640	1,150 (1,640)	840 (370)	
世帯課税者	第4段階	軽減なし(施設との契約額を支払います)					
住民税 世帯非課税者	合計所得金額と公的年金収入額(課税年金・非課税年金)が年間80万円超	第3段階	650	1,310	1,310	820 (1,310)	370
	合計所得金額と公的年金収入額(課税年金・非課税年金)が年間80万円以下	第2段階	390	820	490	420 (490)	370
	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者など	第1段階	300	820	490	320 (490)	0

※1 基準費用額とは、施設の平均的な費用を基に国が算定したものです。  
 ※2 カッコ内は介護老人保健施設および介護医療院の場合です。

介護保険施設サービスを利用している方(入所者)へ  
**食費・居住費(部屋代)の軽減制度(負担限度額認定)のお知らせ**

介護保険施設サービス利用者(短期入所生活(療養)介護のうち、市民税・都民税が非課税の方は、食費・居住費(部屋代)の軽減制度(負担限度額認定)があります。この軽減制度を受けるには申請が必要です。  
 ◎負担限度額II所得区分に応じて食費・居住費(部屋代)の負担限度額(施設に支払う1日当たりの自己負担額)の上限が設けられています(左表1参照)  
 ◎対象となるサービスII施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設)▼短期入所サービス

◎申請に必要な書類II負担限度額認定申請書兼同意書▼通帳の写し(銀行名・名義人・最終残高などが分かる直近2カ月以内のもの)▼その他、預貯金等に含まれるものが確認できる書類(左下表3参照)  
**更新の方には申請書を送付します**  
 現在、軽減制度を利用していただいている方(負担限度額認定証の交付を受けている方)の負担限度額認定の有効期限は7月31日(火)です。対象の方には、6月末までに「更新申請のお知らせ」(申請書同封)を送付しますので申請してください。

利用者負担第4段階の方に対する特例減額措置  
 次の①～⑥の要件をすべて満たす方は、利用者負担第4段階でも、食費が居住費(部屋代)またはその両方について利用者負担第3段階の負担限度額を適用します。  
**【要件】**①世帯の構成員が2人以上②介護保険施設に入所(入院)し、利用者負担第4段階の食費・居住費(部屋代)を負担している(シヨートステイを除く)③世帯の年間収入から、施設の利用者負担施設サービス費・食費・居住費(部屋代)の年額(合計)の見込み額を除いた額が80万円以下④世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下⑤世帯がその居住の用に供する家屋、その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない⑥介護保険料を滞納していない  
 負担限度額の適用には申請が必要です。要件をすべて満たす方は介護福祉課にご相談ください。  
 詳しくは同課介護サービス係 ☎470・7750へ。

表2 非課税年金の例

非課税年金に含まれるもの(社会保険料を拠出した対価として支払われるもの)
国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金(名称に「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」とあるものを含む)
非課税年金に含まれないもの
上記に該当しない年金のほか「弔慰金」や「給付金」

表3 預貯金等の資産の例

預貯金等に含まれるもの(資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象)	確認方法(価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは添付が必要)
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクは口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行などの口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告

生活に困っている方に対する  
**介護保険サービスの利用者負担の軽減について**

生計が困難な方や生活保護を受給している方に対しては、申請して承認を受けると介護サービスの利用者負担が軽減される制度があります。ただし、都や市区町村に申し出た事業者が提供するサービスに限り、利用することができません。  
**【軽減内容】**介護サービスに掛かる費用の利用者負担・食費・居住費(部屋代)の各負担を25%(老齢福祉年金受給者は50%)軽減。生活保護受給者は居住費(部屋代)負担のみ軽減(全額)。  
**【対象となる方】**次の①～⑤のすべてに該当する方または生活保護受給者  
 ①市民税・都民税非課税世帯で、年間収入が1人世帯の場合、150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額)以下②世帯の預貯金などの額が1人世帯の場合、350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額)以下③日常生活に供する以外の活用できる資産がない④負担能力のある親族などに扶養されていない⑤介護保険料を滞納していない  
 対象になると思われる方は介護福祉課(市役所1階)にご相談ください。  
 詳しくは同課介護サービス係 ☎470・7750へ。

後期高齢者医療制度  
**ジェネリック医薬品差額通知書を送付します**

ジェネリック医薬品(※)に切り替えることで、薬代の自己負担額がいくらか軽減できるかを試算した「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付します。切り替えの参考にしてください。  
**【※】ジェネリック医薬品**  
 II一般的に低価格でありながら、新薬(先発医薬品)と同一の有効成分を含み、同等の効き目があると国に認められている後発医薬品  
**【送付時期】**6月下旬と12月中旬  
**【通知対象】**生活習慣病などの医薬品が処方されている方で、薬代が一定金額以上軽減されると見込まれる  
**【送付先】**東京都後期高齢者医療広域連合  
**【問い合わせ先】**同通知書に記載のサポートデスク  
 詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎470・7846へ。

市長座談会を開催します  
 ～みんなで語り～

地域の現状や課題などを把握し、皆さんと情報を共有するため、「市長座談会」を開催します。日ごろの生活の中で感じている思いや意見を市長が直接お聞きします。気軽に参加して話してみませんか。  
**【日時・会場】**下表の通り  
**【その他】**手話通訳が必要な方は、開催日の10日前までに、住所・氏名・アクセス番号・電子メールアドレスを記入の上、ファクス(472・1131)または電子メール(sekatsuda-hka@city.higashikurume.lg.jp)で生活文化課宛て送信を当日直接会場へ。  
 詳しくは同課 ☎470・7738へ。

日時	会場
7月7日(土) 午前9時半から(9時から受け付け)	西部地域センター第二講習室
7月22日(日) 午前10時半から(10時から受け付け)	南部地域センター講習室1
8月19日(日) 午前10時から(9時半から受け付け)	東部地域センター講習室
8月19日(日) 午後2時から(1時半から受け付け)	生涯学習センター集会学習室1

※生涯学習センター以外の会場には駐車場がありません。  
 ※1回90分程度を予定しています。

市長の資産等報告書の  
**閲覧ができます**

「政治倫理の確立のための東久留米市長の資産等の公開に関する条例」の規定により、報告書(2期目就任時点、関連する報告書(30年度開始時点))の閲覧ができます。  
**【閲覧期間】**7月2日(月)から7月22日(月)以降、市ホームページからも閲覧できます。  
 詳しくは同課庶務担当 ☎470・7714へ。

市長 **並木克巳**



先月、東久留米市老人クラブ連合会の総会があり、名称が「東久留米市シニアクラブ連合会」に変わりました。この名称変更は、多岐にわたりますが、元々高齢者が多いのが東久留米市の特徴です。28年の65歳健康寿命(要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合)に関しては、男性81・56歳、女性83・31歳と多摩26市の中でも高い水準です。  
 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりが大切です。その中でも高齢者の皆さんが活躍していただける環境が大切となります。式典では名実共にシニアクラブとして活躍してほしいとエールが送られました。頑張るシニアの皆さんを見て私たちが頑張らなくてはならないと改めて感じました。  
 今年もさまざまなイベントが続きます。皆さんどうぞお元気で東久留米を盛り上げてください。

くの高齢者の皆さんが入りやすいクラブへの取り組みとして行われたものと伺っており、会長をはじめ、連合会の皆さんのご尽力のたまものであると考えております。さらに今年度で同連合会は誕生から50年目を迎える節目の年と伺いました。その歴史に心から敬意を表する次第です。  
 シニアクラブ連合会は27の単位クラブが集まり、総勢約2000人規模の団体です。健康増進や生きがいづくりなど活発に活動されており、ボランティア活動も行っていただくと、地域を支える原動力として貢献されており、今年4月現在の市の高齢化率は28.0%(3万2728人)となり、昨年より0.53%増加しています。多摩26市の中でも3番目の高齢化率です。しかし、総会で会長が述べられましたように、元々高齢者が多いのが東久留米市の特徴です。28年の65歳健康寿命(要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合)に関しては、男性81・56歳、女性83・31歳と多摩26市の中でも高い水準です。  
 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりが大切です。その中でも高齢者の皆さんが活躍していただける環境が大切となります。式典では名実共にシニアクラブとして活躍してほしいとエールが送られました。頑張るシニアの皆さんを見て私たちが頑張らなくてはならないと改めて感じました。  
 今年もさまざまなイベントが続きます。皆さんどうぞお元気で東久留米を盛り上げてください。